

新旧対照表（2024年3月21日付改定）

1, 改定の対象となる規約等

USEN PAY/USEN PAY ENTRY 加盟店規約

2, 改定の概要

紛失時、故障時の金額を記載しました。

当社技術が稼働した場合の出張費用を記載しました。

3, 改定の内容

以下の新旧対照表のとおりです。

改定前	改定後	備考
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>（1）～（23）（略）</p> <p>（24）「決済システム」とは、当社及びカード会社が利用する、信用販売の決済処理を行うシステムをいいます。</p> <p>（25）「スマートデバイス」とは、加盟店が決済システムを利用するために使用するスマートデバイス端末等をいいます。</p> <p>（26）「決済端末」とは、本スマートデバイス端末等と Bluetooth 又は Wi-Fi 接続することによって、カード等の読み取り、引去りができる機器であって、当社が運営事業者の定める仕様に沿って決済システム専用に開発し、加盟店に対して貸与又は販売するものをいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>（1）～（23）（略）</p> <p><u>（24）「出張費用」とは、加盟店が当社から購入又は貸与された機器等について、加盟店の依頼により、当社が加盟店の店舗又は施設へ訪問し、設置及び設定を行う場合に、1店舗又は1施設ごとに発生する料金をいいます。</u></p> <p>（25）「決済システム」とは、当社及びカード会社が利用する、信用販売の決済処理を行うシステムをいいます。</p> <p>（26）「スマートデバイス」とは、加盟店が決済システムを利用するために使用するスマートデバイス端末等をいいます。</p> <p>（27）「決済端末」とは、本スマートデバイス端末等と Bluetooth 又は Wi-Fi 接続することによって、カード等の読み取り、引去りができる機器であって、当社が運営事業者の定める仕様に沿って決済システム専用に開発し、加盟店に対して貸与又は販売するものをいいます。</p>	<p>※第 24 項を新設し、以降の項番を繰り下げています。</p>

<p>第23条（貸与機器の管理等）</p> <p>1. 2（略）</p> <p>3. 加盟店の責に帰すべき事由によると当社又は当社が認めた法人が判断する貸与機器の毀損、滅失、盗難等があった場合、加盟店は、当社が別途定める料金を当社に支払うものとします。</p> <p>4. 5（略）</p>	<p>第23条（貸与機器の管理等）</p> <p>1. 2（略）</p> <p>3. 加盟店の責に帰すべき事由によると当社又は当社が認めた法人が判断する貸与機器の毀損、滅失、盗難等があった場合、加盟店は、<u>別表7に定める機器損害</u>金を当社に支払うものとします。</p> <p>4. 5（略）</p>	<p>修正</p>
---	--	-----------

改定前 <別表 6> 機器等費用及び本サービスの料金の支払い

本サービスの料金の種類	発生時期・対象期間	料金（税別）	支払方法
機器等費用 (カードリーダー、プリンター等)	当社に購入を申し込んだ日	各種機器代金	当社指定口座へのお振込み
初期設定費用 (USEN PAY)	当社に本契約を申し込んだ日	0 円	当社指定口座へのお振込み
初期設定費用 (USEN PAY ENTRY)	当社に本契約を申し込んだ日	22,000 円※ 5	当社指定口座へのお振込み
月額利用料 (USEN PAY)	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	1,980 円 / 1 台	口座振替※ 2、又はクレジットカードでのお支払い※ 3 ※ 4
月額利用料 (USEN PAY ENTRY)	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	1,000 円※ 1	口座振替※ 2、又はクレジットカードでのお支払い※ 3 ※ 4
トランザクション料	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	0 円	
決済手数料	上記別表 2 の売上代金の 取扱期間、締切日と同じ	当社が別途定める 各種決済サービスの手数料	売上代金の支払日に 債権買取代金と相殺

改定後 <別表 6> 機器等費用及び本サービスの料金の支払い

本サービスの料金の種類	発生時期・対象期間	料金（税別）	支払方法
機器等費用 (カードリーダー、プリンター等)	当社に <u>貸与または購入を</u> 申し込んだ日	各種機器代金	当社指定口座へのお振込み
初期設定費用 (USEN PAY)	当社に本契約を申し込んだ日	0 円	当社指定口座へのお振込み
初期設定費用 (USEN PAY ENTRY)	当社に本契約を申し込んだ日	22,000 円※ 5	当社指定口座へのお振込み
月額利用料 (USEN PAY)	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	1,980 円 / 1 台	口座振替※ 2、又はクレジットカードでのお支払い※ 3 ※ 4
月額利用料 (USEN PAY ENTRY)	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	1,000 円※ 1	口座振替※ 2、又はクレジットカードでのお支払い※ 3 ※ 4
トランザクション料	サービス開始日以降 毎月 1 日～月末	0 円	
決済手数料	上記別表 2 の売上代金の 取扱期間、締切日と同じ	当社が別途定める 各種決済サービスの手数料	売上代金の支払日に 債権買取代金と相殺
<u>出張費用</u>	<u>当社に貸与または購入を</u> <u>申し込んだ日※ 6</u>	<u>20,000 円</u>	<u>当社指定口座へのお振込み</u>

<p><別表6> 機器等費用及び本サービスの料金の支払い ※1～※5 (略)</p>	<p><別表6> 機器等費用及び本サービスの料金の支払い ※1～※5 (略)</p> <p><u>※6 加盟店が当社から購入又は貸与された機器等について、加盟店の依頼により、当社が加盟店の店舗又は施設へ訪問し、設置及び設定を行う場合に、1店舗又は1施設ごとに発生する料金です。</u></p>	<p>新設</p>
--	--	-----------

改定後 新設

<別表7> 機器損害金

貸与機器	単位	金額
USEN PAY 端末 (A920)	1台ごとに	40,000円
USEN PAY ENTRY 端末 (M010)	1台ごとに	22,000円
レンタルプリンタ・クレードル (MP-B20)	1セットごとに	20,000円
USEN 専用端末 (Android 端末：UT8 タブレット)	1台ごとに	15,000円
USEN 専用端末 (Android 端末：LenovoM10)	1台ごとに	30,000円

以上